

経済産業省

官 印 省 略
20200227資第36号
令和2年3月18日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第5号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

経済産業省

官 印 省 略
20200227資第51号
令和2年3月18日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第9号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

託送供給等特例認可申請書

令和2年2月27日

北海道電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

北 電 流 企 第 13 号
令 和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北 海 道 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長 藤井 裕

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給	受 電 場 所	同 上	
	場 所	供 給 場 所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日以降相当の期間	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和元年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第 10 条第 2 項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「北海道電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30 分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから北海道電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、北海道電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯（ドリーム 8）、ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム 8 エコ）、3 時間帯別電灯（e タイム 3）、低圧時間帯別電力、深夜電力 A および深夜電力 B、深夜電力 C、深夜電力 D、融雪用電力 A（ホットタイム 19）、融雪用電力 B（ホットタイム 22）、融雪用電力 C（ホットタイム 19 エコ）、融雪用電力 D（ホットタイム 22 エコ）、融雪用電力 L（ホットタイム 22 ロング）もしくは

低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、北海道電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適切な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、北海道電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年4月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、北海道電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ(2014年9月18日開催)において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、北海道電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

(一般送配電事業の全部承継にともなう料金等の特別措置)

令和 2 年 2 月 27 日

東北電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第 16 号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉
社長執行役員

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			令和２年４月１日以降相当の期間	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第10条第2項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「東北電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから東北電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、東北電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯A，時間帯別電灯B，時間帯別電灯S，ピークシフト季節別時間帯別電灯，季節別高負荷率電灯，低圧高稼動契約，低圧季節別時間帯別電力，深夜電力A，深夜電力B，深夜電力C，融雪用電力A，融雪用電力AⅡ，融雪用電力Bもしくは融雪用電力BⅡの適用を受けている場合で、東北電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により

需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、東北電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和2年4月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、東北電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、東北電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる料金等の特別措置)

令和 2 年 2 月 27 日

東北電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第 17 号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉
社長執行役員

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 10 月 1 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成 26 年 10 月 1 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、避難指示等がなされた地域において、避難された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。ただし、第 5 項については、避難された電気の利用者が、避難にともない当社供給区域内の他の需要場所において電気を使用する場合で、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があったときについても、適用するものとする。

- 1 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、託送供給等約款(令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。)18(料金)の規定にかかわらず、避難指示等を受け避難された期間、免除する。ただし、原則として避難指示等が解除された日(以下「避難指示等解除日」という。)の半年後までを限度とする。
- 2 避難された電気の使用者のうち平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災された電気の使用者を需要者とする供給地点(以下「避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点」という。)において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69(供給地点への供給設備の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 3 避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が被災により復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18(料金)の規定にかかわらず、避難期間終了日からその半年後までの期間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。ただし、避難指示等解除日の半年後までを限度とする。
- 4 契約者が、避難かつ被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが避難指示等解除日の半年後までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61(引込線の接続)および62(計量器等の取付け)(5)の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

5 避難された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を，契約者が新たに設定し，または増加された後 1 年に満たないでこれを廃止または減少しようとする場合は，託送供給等約款 53（供給開始後の契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算）(1)イの規定にかかわらず，接続送電サービス料金，予備送電サービス料金および工事費負担金の精算を免除する。

6 供給電力，供給電圧，電気方式および周波数その他の事項については，託送供給等約款によるものとする。

附 則

（実施期日）

この託送供給等約款以外の供給条件については，令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において事故が発生し、平成 23 年 3 月 11 日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難された電気の使用者を需要者とする供給地点について、現在、託送供給等約款以外の供給条件（令和 2 年 1 月 29 日付け 20200107 資第 4 号認可。）により託送供給を実施しておりますが、今回の託送供給等約款の実施にあたりまして、引き続き適用いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

記

避難指示等の経緯（令和 2 年 2 月 26 日まで）

- 平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の半径 3km 圏内に避難指示、
同発電所の半径 3km から 10km 圏内に屋内退避指示

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双葉町の一部、同
郡大熊町の一部、同郡富岡町の一部

- 平成 23 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内に避難指示、
福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内に避難指示

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部、田村市の一部、双葉郡浪江町の一部、同郡双
葉町、同郡大熊町、同郡富岡町、同郡檜葉町の一部、同郡広野
町の一部、同郡葛尾村の一部、同郡川内村の一部

- 平成 23 年 3 月 15 日、福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内に
屋内退避指示

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，避難指示の対象区域を，福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内から半径 8km 圏内へ変更

<避難指示が解除され，屋内退避指示に変更された地域>

福島県 双葉郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内を警戒区域に設定（平成 23 年 4 月 22 日付）

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町，同郡大熊町，同郡富岡町，同郡檜葉町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内の屋内退避指示を解除

<屋内退避指示が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域を計画的避難区域および緊急時避難準備区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村，伊達郡川俣町の一部

○平成 23 年 6 月 30 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

＜対象地域＞

福島県 伊達市の一部

○平成 23 年 7 月 21 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部

○平成 23 年 8 月 3 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 23 年 9 月 30 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除

＜緊急時避難準備区域の設定が解除された地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部

○平成 23 年 11 月 25 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部

○平成 24 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

＜対象地域＞

福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 24 年 4 月 16 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部

○平成 24 年 7 月 17 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について,計画的避難区域を見直し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 相馬郡飯舘村

○平成 24 年 8 月 10 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,警戒区域を解除し,避難指示解除準備区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡楡葉町の一部

○平成 24 年 12 月 10 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,警戒区域を解除し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡大熊町

○平成 24 年 12 月 14 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除

＜特定避難勧奨地点が解除された地域＞

福島県 伊達市の一部,双葉郡川内村の一部

○平成 25 年 3 月 22 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難

区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡葛尾村

○平成 25 年 3 月 25 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,警戒区域を解除し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡富岡町

○平成 25 年 4 月 1 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し,避難指示解除準備区域,居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡浪江町

○平成 25 年 5 月 28 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,警戒区域を解除し,避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡双葉町

○平成 25 年 8 月 8 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について,計画的避難区域を見直し,避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 伊達郡川俣町の一部

○平成 26 年 4 月 1 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の避難指示区域を解除

<避難指示区域が解除された地域>

福島県 田村市

○平成 26 年 10 月 1 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し,居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡川内村

○平成 27 年 9 月 5 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡檜葉町

○平成 28 年 6 月 12 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡葛尾村の一部

○平成 28 年 6 月 14 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,避難指示解除準備区域を解除

<避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 双葉郡川内村

○平成 28 年 7 月 12 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

<居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 29 年 3 月 31 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について,居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 相馬郡飯舘村の一部,伊達郡川俣町,
双葉郡浪江町の一部

○平成 29 年 4 月 1 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡富岡町の一部

○平成 31 年 4 月 10 日,福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について,居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡大熊町の一部

以上

託送供給等特例認可申請書

(令和元年台風第19号にともなう災害に係わる料金等の特別措置)

令和2年2月27日

東北電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

東北電NWサ企第 18 号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉
社長執行役員

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同上	
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供 給 電 力			同上	
供 給 電 圧			同上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同上	
料金その他の供給条件の内容			同上	
供給開始年月日及び有効期間			同上	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和元年台風第19号にともなう災害により、電気の使用者に多大な被害が発生し、次の市町村に災害救助法が適用された。

岩手県：宮古市，大船渡市，久慈市，一関市，陸前高田市，釜石市，気仙郡住田町，上閉伊郡大槌町，下閉伊郡山田町，下閉伊郡岩泉町，下閉伊郡田野畑村，下閉伊郡普代村，九戸郡野田村，九戸郡洋野町

宮城県：仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，富谷市，刈田郡蔵王町，刈田郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，柴田郡村田町，柴田郡柴田町，柴田郡川崎町，伊具郡丸森町，亘理郡亘理町，亘理郡山元町，宮城郡松島町，宮城郡七ヶ浜町，宮城郡利府町，黒川郡大和町，黒川郡大郷町，黒川郡大衡村，加美郡色麻町，加美郡加美町，遠田郡涌谷町，遠田郡美里町，牡鹿郡女川町，本吉郡南三陸町

福島県：福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，田村市，南相馬市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，伊達郡川俣町，安達郡大玉村，岩瀬郡鏡石町，岩瀬郡天栄村，南会津郡下郷町，南会津郡檜枝岐村，南会津郡只見町，南会津郡南会津町，耶麻郡磐梯町，耶麻郡猪苗代町，河沼郡会津坂下町，河沼郡柳津町，大沼郡三島町，大沼郡金山町，大沼郡会津美里町，西白河郡西郷村，西白河郡泉崎村，西白河郡中島村，西白河郡矢吹町，東白川郡棚倉町，東白川郡矢祭町，東白川郡塙町，東白川郡鮫川村，石川郡石川町，石川郡玉川村，石川郡平田村，石川郡浅川町，石川郡古殿町，田村郡三春町，田村郡小野町，双葉郡広野町，双葉郡檜葉町，双葉郡富岡町，双葉郡川内村，双葉郡大熊町，双葉郡双葉町，双葉郡浪江町，双葉郡葛尾村，相馬郡新地町，相馬郡飯舘村

新潟県：上越市，糸魚川市，妙高市

このため、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（令和2年2月27日以降、令和元年台風第19号にともなう災害の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※隣接市町村は、以下のとおり（令和2年2月26日時点）。

青森県：三戸郡階上町

岩手県：盛岡市，花巻市，遠野市，奥州市，岩手郡葛巻町，西磐井郡平泉町，九戸郡軽米町，九戸郡九戸村

秋田県：湯沢市，雄勝郡東成瀬村

山形県：山形市，米沢市，上山市，東根市，尾花沢市，最上郡最上町，東置賜郡高畠町，西置賜郡小国町，西置賜郡飯豊町

福島県：耶麻郡北塩原村，耶麻郡西会津町，河沼郡湯川村，大沼郡昭和村

新潟県：三条市，柏崎市，新発田市，十日町市，魚沼市，南魚沼市，東蒲原郡阿賀町，南魚沼郡湯沢町，中魚沼郡津南町

1 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和元年9月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。），10月および11月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（令和元年12月16日付20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず，各々1か月間延長する。

2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には，託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り，免除する。

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。
- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。
- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款18（料金）の規定にかかわらず、令和2年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。
- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和2年4月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。
- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和元年台風第19号にともなう災害により、電気の使用者に多大な被害が発生し、次の市町村に災害救助法が適用されました。

岩手県：宮古市，大船渡市，久慈市，一関市，陸前高田市，釜石市，気仙郡住田町，上閉伊郡大槌町，下閉伊郡山田町，下閉伊郡岩泉町，下閉伊郡田野畑村，下閉伊郡普代村，九戸郡野田村，九戸郡洋野町

宮城県：仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，富谷市，刈田郡蔵王町，刈田郡七ヶ宿町，柴田郡大河原町，柴田郡村田町，柴田郡柴田町，柴田郡川崎町，伊具郡丸森町，亘理郡亘理町，亘理郡山元町，宮城郡松島町，宮城郡七ヶ浜町，宮城郡利府町，黒川郡大和町，黒川郡大郷町，黒川郡大衡村，加美郡色麻町，加美郡加美町，遠田郡涌谷町，遠田郡美里町，牡鹿郡女川町，本吉郡南三陸町

福島県：福島市，会津若松市，郡山市，いわき市，白河市，須賀川市，喜多方市，相馬市，二本松市，田村市，南相馬市，伊達市，本宮市，伊達郡桑折町，伊達郡国見町，伊達郡川俣町，安達郡大玉村，岩瀬郡鏡石町，岩瀬郡天栄村，南会津郡下郷町，南会津郡檜枝岐村，南会津郡只見町，南会津郡南会津町，耶麻郡磐梯町，耶麻郡猪苗代町，河沼郡会津坂下町，河沼郡柳津町，大沼郡三島町，大沼郡金山町，大沼郡会津美里町，西白河郡西郷村，西白河郡泉崎村，西白河郡中島村，西白河郡矢吹町，東白川郡棚倉町，東白川郡矢祭町，東白川郡塙町，東白川郡鮫川村，石川郡石川町，石川郡玉川村，石川郡平田村，石川郡浅川町，石川郡古殿町，田村郡三春町，田村郡小野町，双葉郡広野町，双葉郡檜葉町，双葉郡富岡町，双葉郡川内村，双葉郡大熊町，双葉郡双葉町，双葉郡浪江町，双葉郡葛尾村，相馬郡新地町，相馬郡飯舘村

新潟県：上越市，糸魚川市，妙高市

このような状況を踏まえ、被災された電気の使用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村（令和2年2月27日以降、令和元年台風第19号にともなう災害の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和2年2月27日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 1 第77号

令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給	受電場所	同 上	
	場 所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日以降相当の期間	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、東京電力エナジーパートナー株式会社に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから東京電力エナジーパートナー株式会社以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものとしします。

3 接続供給の停止

需要者が、東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯〔夜間 8 時間型〕，時間帯別電灯〔夜間 10 時間型〕，季節別時間帯別電灯，ピーク抑制型季節別時間帯別電灯，時間帯別電灯〔夜得プラン〕，時間帯別電灯〔朝得プラン〕，時間帯別電灯〔半日お得プラン〕，曜日別電灯，低圧高負荷契約，農業用低圧季節別時間帯別電力，深夜電力，第 2 深夜電力，融雪用電力もしくは一括前払契約の適用を受けている場合で、東京電力エナジーパートナー

株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、東京電力エナジーパートナー株式会社から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

当社の供給区域において、東京電力エナジーパートナー株式会社の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、当社が東京電力エナジーパートナー株式会社に託送供給等約款を適用するに際しても、当該内容を踏まえた対応を実施しております。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

令和2年2月27日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 1 第78号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給 場所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日から令和2年4月末日	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和元年9月9日、台風15号の影響による停電により、当社供給区域内の千葉県25市15町1村（千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町）に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和元年9月9日以降、令和元年9月の台風15号の影響による停電により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和元年8月（支払期日が9月9日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月料金計算分の料金算定日を、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和2年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和2年3月末日）

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年3月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和2年3月末日）

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18（料金）にかかわらず、令和2年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和2年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および 65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和2年3月末日)

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年1月29日付け20200107 資第4号認可。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和元年9月9日、台風15号による停電により多大な被害が生じたため、千葉県25市15町1村に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和元年9月9日以降、令和元年9月の台風15号の影響による停電により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送供給等約款以外の供給条件（令和2年1月29日付け20200107資第4号認可。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き設定するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

千葉県千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県潮来市，稲敷市，神栖市，稲敷郡河内町，北相馬郡利根町

千葉県千葉市美浜区，習志野市，柏市，八千代市，我孫子市，白井市，
夷隅郡御宿町

託送供給等特例認可申請書

令和2年2月27日

東京電力パワーグリッド株式会社

託送供給等特例認可申請書

経料発 1 第 79 号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金 子 禎 則

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日から令和2年5月末日	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和元年 10 月 12 日および 13 日，台風 19 号の影響により，当社供給区域内の茨城県 20 市 3 町，栃木県 10 市 4 町，群馬県 11 市 11 町 4 村，埼玉県 21 市 18 町 1 村，東京都 6 区 15 市 3 町 1 村，神奈川県 11 市 7 町 1 村，山梨県 10 市 6 町 4 村および静岡県 1 市 1 町に災害救助法が適用された。

このため，当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和元年 10 月 14 日以降，令和元年 10 月の台風 19 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は，当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について，当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には，次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の令和元年 9 月（支払期日が 10 月 12 日以降となるものに限る。），10 月，11 月および 12 月料金計算分の料金算定日を，託送供給等約款（令和元年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」という。）18（料金）の規定にかかわらず，各々 1 か月間延長する。

（有効期間満了日：令和 2 年 2 月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において，被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には，託送供給等約款 18（料金）の規定にかかわらず，当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を，被災日が属する

料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

(有効期間満了日：令和2年5月〔満了日は検針日等により相違〕)

- 3 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送供給等約款 69 (供給地点への供給設備の工事費負担金) の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

(有効期間満了日：令和2年4月末日)

- 4 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送供給等約款 20 (臨時接続送電サービス) の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれたときは、託送供給等約款 72 (臨時工事費) の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和2年4月末日)

- 5 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送供給等約款 18 (料金) にかかわらず、令和2年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

(有効期間満了日：令和2年4月末日)

- 6 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器

等の取付位置の変更の申込みを令和2年4月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送供給等約款 61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備等の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

- 7 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものとする。

附 則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年1月 29 日付け 20200107 資第4号認可。）の適用を受けている契約者については，本供給条件の規定を適用する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和元年 10 月 12 日および 13 日、台風 19 号の影響により、当社供給区域内の茨城県 20 市 3 町、栃木県 10 市 4 町、群馬県 11 市 11 町 4 村、埼玉県 21 市 18 町 1 村、東京都 6 区 15 市 3 町 1 村、神奈川県 11 市 7 町 1 村、山梨県 10 市 6 町 4 村および静岡県 1 市 1 町に災害救助法が適用されました。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和元年 10 月 14 日以降、令和元年 10 月の台風 19 号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、託送供給等約款以外の供給条件（令和 2 年 1 月 29 日付け 20200107 資第 4 号認可。）を設定しておりますが、今回の託送供給等約款の設定にあたりましても、引き続き設定するべく、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町

栃木県宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡

那珂川町

群馬県前橋市，高崎市，桐生市，太田市，沼田市，館林市，渋川市，藤岡市，富岡市，安中市，みどり市，北群馬郡吉岡町，多野郡上野村，多野郡神流町，甘楽郡下仁田町，甘楽郡南牧村，甘楽郡甘楽町，吾妻郡中之条町，吾妻郡長野原町，吾妻郡嬭恋村，吾妻郡草津町，吾妻郡高山村，吾妻郡東吾妻町，利根郡みなかみ町，邑楽郡千代田町，邑楽郡邑楽町

埼玉県さいたま市，川越市，熊谷市，川口市，行田市，秩父市，所沢市，飯能市，本庄市，東松山市，狭山市，深谷市，入間市，朝霞市，志木市，和光市，新座市，富士見市，坂戸市，鶴ヶ島市，日高市，入間郡三芳町，入間郡毛呂山町，入間郡越生町，比企郡滑川町，比企郡嵐山町，比企郡小川町，比企郡川島町，比企郡吉見町，比企郡鳩山町，比企郡ときがわ町，秩父郡横瀬町，秩父郡皆野町，秩父郡長瀬町，秩父郡小鹿野町，秩父郡東秩父村，児玉郡美里町，児玉郡神川町，児玉郡上里町，大里郡寄居町

東京都墨田区，世田谷区，豊島区，北区，板橋区，練馬区，八王子市，立川市，青梅市，府中市，昭島市，町田市，小金井市，日野市，福生市，東大和市，武蔵村山市，多摩市，稲城市，羽村市，あきる野市，西多摩郡瑞穂町，西多摩郡日の出町，西多摩郡檜原村，西多摩郡奥多摩町

神奈川県川崎市，相模原市，平塚市，小田原市，茅ヶ崎市，秦野市，厚木市，伊勢原市，海老名市，座間市，南足柄市，高座郡寒川町，足柄上郡大井町，足柄上郡松田町，足柄上郡山北町，足柄下郡箱根町，足柄下郡湯河原町，愛甲郡愛川町，愛甲郡清川村

山梨県富士吉田市，都留市，山梨市，大月市，韮崎市，南アルプス市，北杜市，笛吹市，上野原市，甲州市，西八代郡市川三郷町，南巨摩郡早川町，南巨摩郡身延町，南巨摩郡南部町，南巨摩郡富士川町，南都留郡道志村，南都留郡鳴沢村，南都留郡富士河口湖町，北都留郡小菅村，北都留郡丹波山村

静岡県伊豆の国市，田方郡函南町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県古河市，龍ヶ崎市，下妻市，取手市，牛久市，鹿嶋市，潮来市，行方市，
鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡大洗町，那珂郡東海村，稲敷郡美
浦村，稲敷郡阿見町，結城郡八千代町，猿島郡境町

栃木県小山市，真岡市，那須烏山市，下野市，河内郡上三川町，芳賀郡益子町，
芳賀郡茂木町，芳賀郡市貝町，芳賀郡芳賀町，下都賀郡壬生町，下都賀郡野木町
群馬県伊勢崎市，北群馬郡榛東村，利根郡片品村，利根郡川場村，利根郡昭和村，
佐波郡玉村町，邑楽郡板倉町，邑楽郡明和町，邑楽郡大泉町

埼玉県加須市，春日部市，羽生市，鴻巣市，上尾市，草加市，越谷市，蕨市，戸
田市，桶川市，北本市，蓮田市，ふじみ野市，白岡市

千葉県銚子市，野田市，柏市，香取市，香取郡東庄町

東京都中央区，新宿区，文京区，台東区，江東区，目黒区，大田区，渋谷区，中
野区，杉並区，荒川区，足立区，葛飾区，江戸川区，武蔵野市，三鷹市，調布市，
小平市，東村山市，国分寺市，国立市，狛江市，清瀬市，東久留米市，西東京市
神奈川県横浜市，藤沢市，大和市，綾瀬市，中郡大磯町，中郡二宮町，足柄上郡
中井町，足柄上郡開成町，足柄下郡真鶴町

山梨県甲府市，甲斐市，中央市，中巨摩郡昭和町，南都留郡西桂町，南都留郡忍
野村，南都留郡山中湖村

静岡県沼津市，熱海市，三島市，富士宮市，伊東市，御殿場市，裾野市，伊豆市，
駿東郡小山町

託送供給等特例認可申請書

2020 年 2 月 27 日

北陸電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

送 サ 第 9 号

2020 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 1 5 番 1 号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長

社長執行役員 金井 豊

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受給	受電場所	同 上	
	場所	供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			2020 年 4 月 1 日以降相当の期間	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適用

当社が、託送供給等約款（2019 年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第 10 条第 2 項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「北陸電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 31（電力および電力量の算定）(10)にかかわらず、30 分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから北陸電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、北陸電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の適用を受けている場合で、北陸電力株式会社の小売電気事業者から供給約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、北陸電力株式会社の小売電気事業者から供給約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 接続供給電力量の算定

北陸電力株式会社の小売電気事業者の供給地点のうち、低圧で供給する場合で30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合における接続供給電力量は、託送供給等約款31（電力および電力量の算定）(8)ならびに附則8（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）(1)イおよびロ後段の規定にかかわらず、記録型計量器以外の計量器の読みによるものといたします。

料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）と前回の検針日における記録型計量器以外の計量器の読み（接続供給契約を開始した場合は、原則として開始日における記録型計量器以外の計量器の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する記録型計量器以外の計量器の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

なお、北陸電力株式会社の小売電気事業者が定める低圧特別約款の「時間帯別電灯」、「季節別時間帯別電灯Ⅰ」および「季節別時間帯別電灯Ⅱ」（以下、あわせて「時間帯別小売契約」といいます。）の適用を受けている供給地点であって、記録型計量器以外の計量器による計量を行なう場合の託送供給等約款における昼間時

間帯の接続供給電力量は、供給地点ごとに、時間帯別小売契約における昼間時間帯に計量された昼間電力量に、料金の算定期間における託送供給等約款における昼間時間数を時間帯別小売契約における昼間時間数で除したものを乗じることにより算定することといたします。また、託送供給等約款 19（接続送電サービス）(3)イ(ハ)の場合におけるその 1 月の夜間時間帯の電力量は、その 1 月の接続供給電力量からその 1 月の昼間時間帯の接続供給電力量を差し引いた値といたします。

7 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020 年 4 月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、北陸電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第 8 回制度設計ワーキンググループ（2014 年 9 月 18 日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の 30 分単位の発電電力量から新電力の 30 分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、北陸電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

当社が北陸電力株式会社の小売電気事業者に低圧で供給する場合で、かつ記録型計量器以外の計量器で計量する場合には、料金算定期間の接続供給電力量を均等に配分して 30 分ごとの接続供給電力量を算定する必要があるため、現在、2016 年度から使用している託送料金算定システムの全面的な再構築に着手しております。

しかし、当該システムの再構築完了は 2022 年度となる予定であり、2020 年 4 月から当該システムの再構築完了までの期間について、北陸電力株式会社の小売電気事業者に低圧で供給する場合で、かつ記録型計量器以外の計量器で計量する場合、30 分ごとの接続供給電力量を算定するためには

2022 年度まで使用予定の現行託送料金算定システムを改修する必要があります（所要額 10 数億円程度）。

ただし、現行託送料金算定システムを改修しない場合でも、託送料金の算定に用いる接続供給電力量について、30 分ごとの電力量の合計を用いた場合と月間電力量を用いた場合とで差異が生じることはありません。

また、記録型計量器以外の計量器で計量する場合、30 分ごとの電力量は月間電力量を均等に配分して算定することとなるため、その 30 分ごとの電力量を通知しないことで小売電気事業者間の公平性を損なうことはないと考えております。

これらを踏まえ、当該システムの再構築完了までの間、過度なコストをかけることなく託送業務を実施するため、料金算定に用いる接続供給電力量は、30 分ごとの電力量の合計に代えて月間電力量を用いて行なう考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

2020 年 2 月 27 日

関西電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

関送発 第 81 号

2020 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号

関 西 電 力 株 式 会 社

取締役社長 岩 根 茂 樹

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			2020 年 4 月 1 日以降相当の期間	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2019 年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第 10 条第 2 項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「関西電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30 分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから関西電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、関西電力株式会社の小売電気事業者の電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の深夜電力、第 2 深夜電力、低圧季時別電力、融雪用電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、関西電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、

接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、関西電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2020 年 4 月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、関西電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第 8 回制度設計ワーキンググループ（2014 年 9 月 18 日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の 30 分単位の発電電力量から新電力の 30 分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、関西電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

2020年2月27日

中部電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

本 ネ 営 発 第 8 号
2020年 2 月 27日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名 古 屋 市 東 区 東 新 町 1 番 地

中 部 電 力 株 式 会 社

代表取締役社長 勝 野 哲
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別 紙 に 記 載 の と お り で す 。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受 電 場 所	同 上		
		供 給 場 所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			2020 年 4 月 1 日以降相当の期間		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2019年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第2条の7第1項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割により特定小売供給の全部を承継する法人（以下「中部電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款32（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから中部電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、中部電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の適用を受けている場合で、中部電力株式会社

の小売電気事業者から供給約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、中部電力株式会社の小売電気事業者から供給約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

以 上

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

2020年4月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、中部電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みです。

この点につきまして、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（2014年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、中部電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えです。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第です。

託送供給等特例認可申請書

本 ネ 営 発 第 9 号
令和2年2月27日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 勝 野 哲
社長執行役員

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給	備 考
供給の相手方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和 2 年 4 月 1 日以降相当の 期間	

託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和元年10月12日からの台風19号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し、長野県16市14町14村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法適用市町村および隣接市町村※（令和元年10月14日以降、令和元年10月12日からの台風19号の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の利用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

※ 隣接市町村は、以下の20市町村（令和元年10月14日時点）。

長野県：駒ヶ根市、大町市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡大鹿村、木曽郡上松町、木曽郡木祖村、木曽郡王滝村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、上水内郡小川村

岐阜県：高山市、下呂市

静岡県：静岡市、富士宮市

- 1 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、託送供給等約款（令和元年12月16日認可。以下「託送約款」という。）19（料金）の規定にかかわらず、当該電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6か月間に限り、免除する。

（有効期間満了日：令和2年5月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災された電気の利用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続き全く電気を使用しないで当社との需給契約を廃止し、または契約者が当

該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力をこえないときは、託送約款73（一般供給設備の工事費負担金）、74（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）、75（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）、76（供給地点への特別供給設備等の工事費の算定）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

- 3 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款21（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれたときは、託送約款79（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

- 4 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、託送約款19（料金）の規定にかかわらず、令和2年4月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金の基本料金、臨時接続送電サービス料金の基本料金および予備送電サービス料金を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

- 5 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを令和2年4月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款65（引込線の接続）、66（計量器等の取付け）および68（電流制限器の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

6 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとする。

以 上

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和元年 10 月 12 日からの台風 19 号の影響により、電気の利用者に多大な被害が発生し長野県 16 市 14 町 14 村に災害救助法が適用されました。

このような状況を踏まえ、被災された電気の利用者の負担の軽減等を目的とし、災害救助法適用市町村およびその隣接市町村※（令和元年10月14日以降、令和元年10月12日からの大雨の影響により災害救助法適用市町村が追加された場合は、当該追加された災害救助法適用市町村および当該追加された災害救助法適用市町村に隣接する市町村を含む。）において被災された電気の利用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書きの規定にもとづき、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく特例認可申請するものであります。

記

1 災害救助法が適用された市町村

長野県長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡川上村、南佐久郡南牧村、南佐久郡南相木村、南佐久郡北相木村、南佐久郡佐久穂町、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡宮田村、木曽郡木曽町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上高井郡高山村、下高井郡山ノ内町、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

2 災害救助法が適用された市町村に隣接する当社供給区域内の市町村

長野県駒ヶ根市、大町市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡

大鹿村，木曾郡上松町，木曾郡木祖村，木曾郡王滝村，東筑摩郡山形村，東筑摩郡朝日村，北安曇郡池田町，北安曇郡松川村，北安曇郡白馬村，北安曇郡小谷村，上水内郡信濃町，上水内郡小川村

岐阜県高山市，下呂市

静岡県静岡市，富士宮市

以 上

託送供給等特例認可申請書

2020 年 2 月 27 日

中 国 電 力 株 式 会 社

託送供給等特例認可申請書

送配託サ第 41 号

2020 年 2 月 27 日

経済産業大臣

梶 山 弘 志 殿

広島市中区小町 4 番 33 号

中 国 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 清 水 希 茂
社 長 執 行 役 員

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			2020 年 4 月 1 日以降相当の期間	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（2019 年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第 10 条第 2 項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「中国電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30 分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから中国電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものといたします。

3 接続供給の停止

需要者が、中国電力株式会社の小売電気事業者の電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の低圧季節別時間帯別電力、低圧高負荷契約もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、中国電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、接続供給の

停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、中国電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

以 上

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

2020 年 4 月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、中国電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第 8 回制度設計ワーキンググループ（2014 年 9 月 18 日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の 30 分単位の発電電力量から新電力の 30 分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、中国電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

以 上

託送供給等特例認可申請書

令和 2 年 2 月 27 日

四国電力株式会社

託送供給等特例認可申請書

送力業制発令 1 第 6 号
令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長 社長執行役員
長 井 啓 介

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接続供給	備 考
供給の相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。	
	住 所		同 上	
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力			同 上	
供 給 電 圧			同 上	
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上	
料金その他の供給条件の内容			同 上	
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日以降相当の期間	

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和元年 12 月 16 日付け 20191122 資第 18 号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第 10 条第 2 項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「四国電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款 30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30 分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから四国電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものとしたします。

3 接続供給の停止

需要者が、四国電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の深夜電力、第 2 深夜電力、時間帯別電灯、ピークシフト型時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯、スマート e プラン [タイプ H]、スマート e プラン [タイプ L]、低圧季節別高負荷率型電力、低圧季節別時間帯別電力、もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、四国電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供

給設備または需要者の電気設備において、接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、四国電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 その他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

令和2年4月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、四国電力株式会社の小売電気事業者の供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第8回制度設計ワーキンググループ（平成26年9月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、四国電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

配 託 制 第 15 号
令和 2 年 2 月 27 日

経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			令和 2 年 4 月 1 日以降相当の期間		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

1 適 用

当社が、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。以下「託送供給等約款」といいます。）にもとづき、電気事業法第10条第2項の法人の分割の認可を受けた場合に、当該分割の後も引き続き特定小売供給を実施する法人（以下「九州電力株式会社の小売電気事業者」といいます。）に、小売電気事業の用に供するための接続供給を行なうときの料金その他の供給条件は、この託送供給等約款以外の供給条件に定めるところによります。

2 接続対象電力量の算定

接続対象電力量は、託送供給等約款30（電力および電力量の算定）（10）にかかわらず、30分ごとに、小売電気事業者等の需要に係る発電量調整受電電力量等を合計したものから九州電力株式会社の小売電気事業者以外の小売電気事業者等の接続対象電力量等を合計したものを差し引いたものとしたします。

3 接続供給の停止

需要者が、九州電力株式会社の小売電気事業者の特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）または選択約款の時間帯別電灯、季時別電灯、ピークシフト電灯、高負荷率型電灯、低圧季時別電力、深夜電力、第2深夜電力もしくは低圧蓄熱調整契約の適用を受けている場合で、九州電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の求めがあったときは、当該接続供給を停止することがあります。この場合、当社は、当社の供給設備または需要者の電気設備において、

接続供給の停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じて需要者に協力をしていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により需要者にお知らせすることがあります。

4 接続供給の停止の解除

3（接続供給の停止）によって接続供給を停止した場合で、九州電力株式会社の小売電気事業者から供給約款または選択約款にもとづく接続供給の停止の解除の求めがあったときは、当社は、すみやかに当該接続供給を再開いたします。

5 損害賠償の免責

3（接続供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等により需要者にお知らせした場合には、当社は、契約者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

6 そ の 他

この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

令和２年４月の送配電部門の法的分離の時点では、当社の供給区域において、供給約款により電気需給契約を締結している供給地点が相当数存在する見込みであり、また、スマートメーターの設置が全数完了しない見込みであります。

この点につきまして、総合エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第８回制度設計ワーキンググループ（平成26年９月18日開催）において、「不払い等を理由とする供給者側からの供給停止は、特定小売供給約款による供給義務を負う旧一般電気事業者の小売部門に、従来と同程度の需要家保護措置をとることを前提に認める」とされたこと、ならびに「旧一般電気事業者については、スマートメーターの設置が進むまでの間は従来型メーターが多く存在するため、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、エリア全体の30分単位の発電電力量から新電力の30分単位の需要量を差し引いた値を用いて同時同量を実施する」とされたことから、送配電部門の法的分離後、九州電力株式会社の小売電気事業者に託送供給等約款を適用するにあたり、当該内容を踏まえた対応を実施する考えであります。

つきましては、上記対応を実施するため、電気事業法第18条第２項ただし書の規定により、託送供給等約款以外の供給条件を設定いたしたく、特例認可申請を行なう次第であります。

託送供給等特例認可申請書

配 託 制 第 14 号
令和 2 年 2 月 27 日

経 済 産 業 大 臣 梶 山 弘 志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
九 州 電 力 株 式 会 社

代表取締役
社長執行役員 池 辺 和 弘

電気事業法第18条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款
以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供 給 の 種 類			接 続 供 給		備 考
供 給 の 相 手 方	氏 名 （ 名 称 ）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供 給 電 力			同 上		
供 給 電 圧			同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			令和2年4月1日から令和2年4月末日		

料金その他の供給条件の内容等

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者が被災し、熊本県内全市町村に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された熊本県および隣接する地域において被災された電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から申出があった場合には、この託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」という。）を適用するものとする。

1. 被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続供給を廃止し、その後新たに契約者が当該供給地点にかかる接続供給の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または当該供給地点にかかる接続供給の契約電力、契約電流もしくは契約容量をこえないときは、託送供給等約款（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。令和2年4月1日実施。以下「託送約款」という。）69（供給地点への供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

2. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、託送約款20（臨時接続送電サービス）の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれたときは、託送約款72（臨時工事費）の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

3. 契約者が、被災された電気の使用者を需要者とする供給地点において、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行なった場合で、その申込みが令和2年4月末日までに行なわれ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、託送約款61（引込線の接続）、62（計量器等の取付け）、63（通信設備の施設）および65（電流制限器等の取付け）の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

（有効期間満了日：令和2年4月末日）

4. 供給電力、供給電圧、電気方式および周波数その他の事項については、託送約款によるものとする。

附

則

附

則

本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和２年１月29日付け20200107資第４号認可。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

平成28年4月14日に発生した熊本県熊本地方における地震により、当社供給区域内の電気の使用者に多大な被害が発生し、下記地域に災害救助法が適用され、同市町村およびその隣接市町村において被災された電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者に対し、託送供給等約款以外の供給条件（令和2年1月29日付け20200107資第4号認可。）を設定しておりますが、託送供給等約款の変更（令和元年12月16日付け20191122資第18号認可。令和2年4月1日実施。）後も引き続き設定するべく、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

熊本県熊本市，八代市，人吉市，荒尾市，水俣市，玉名市，山鹿市，菊池市，宇土市，上天草市，宇城市，阿蘇市，天草市，合志市，下益城郡美里町，玉名郡玉東町，玉名郡南関町，玉名郡長洲町，玉名郡和水町，菊池郡大津町，菊池郡菊陽町，阿蘇郡南小国町，阿蘇郡小国町，阿蘇郡産山村，阿蘇郡高森町，阿蘇郡西原村，阿蘇郡南阿蘇村，上益城郡御船町，上益城郡嘉島町，上益城郡益城町，上益城郡甲佐町，上益城郡山都町，八代郡氷川町，葦北郡芦北町，葦北郡津奈木町，球磨郡錦町，球磨郡多良木町，球磨郡湯前町，球磨郡水上村，球磨郡相良村，球磨郡五木村，球磨郡山江村，球磨郡球磨村，球磨郡あさぎり町，天草郡苓北町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

福岡県大牟田市，八女市，みやま市，大分県日田市，竹田市，玖珠郡九重町，玖珠郡玖珠町，宮崎県小林市，えびの市，児湯郡西米良村，東臼杵郡椎葉村，西臼杵郡高千穂町，西臼杵郡五ヶ瀬町，鹿児島県出水市，伊佐市

以 上

離島供給特例承認申請書

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係わる電気料金等の特別措置)

令和 2 年 2 月 27 日

東北電力株式会社

離島供給特例承認申請書

東北電NWサ企第19号

令和 2 年 2 月 27 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目 7 番 1 号
東北電力株式会社
取締役社長 原 田 宏 哉
社長執行役員

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり離島供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	別紙に記載のとおりであります。

離島供給約款以外の供給条件の内容

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生したことから、原子力災害対策特別措置法にもとづき、福島県の一部の地域に対し、平成 23 年 3 月 11 日、3 月 12 日、3 月 15 日に避難指示および屋内退避指示がなされ、4 月 22 日に警戒区域、計画的避難区域および緊急時避難準備区域、6 月 30 日、7 月 21 日、8 月 3 日、11 月 25 日に特定避難勧奨地点の設定がなされた。その後、同法にもとづき、平成 24 年 4 月 1 日、4 月 16 日、7 月 17 日、8 月 10 日、12 月 10 日、平成 25 年 3 月 22 日、3 月 25 日、4 月 1 日、5 月 28 日、8 月 8 日、平成 26 年 10 月 1 日に避難指示解除準備区域、居住制限区域および帰還困難区域の設定がなされた。(以下、平成 26 年 10 月 1 日までにこれらの指示および設定がなされた区域における避難指示または屋内退避指示、同区域における警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域または帰還困難区域の設定、ならびに当社供給区域内における特定避難勧奨地点の設定を「避難指示等」という。)

このため、平成 23 年 3 月 11 日以降、避難指示等がなされた地域または地点から離島供給約款（令和 2 年 1 月 31 日届出。以下「離島供給約款」という。）が適用される地域に避難されたお客さま(以下「お客さま」という。)から申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を免除する。

附 則

(実施期日)

この離島供給約款以外の供給条件については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震にともない、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、平成 23 年 3 月 11 日以降、原子力災害対策特別措置法にもとづく避難指示等を受け避難されたお客さまについて、現在、離島供給約款以外の供給条件（令和元年 9 月 30 日付け 20190828 資第 19 号承認。）により供給を実施しておりますが、今回の離島供給約款の変更を行なうにあたりまして、引き続き実施いたしたく、特例承認申請を行なう次第であります。

記

避難指示等の経緯（令和 2 年 2 月 26 日まで）

○平成 23 年 3 月 11 日、福島第一原子力発電所の半径 3km 圏内に避難指示，同発電所の半径 3km から 10km 圏内に屋内退避指示

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町の一部，同郡大熊町の一部，同郡富岡町の一部

○平成 23 年 3 月 12 日、福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内に避難指示，福島第二原子力発電所の半径 10km 圏内に避難指示

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町，同郡大熊町，同郡富岡町，同郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部

○平成 23 年 3 月 15 日、福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内に屋内退避指示

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，
同郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川内村
の一部，相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，避難指示の対象区域を，福島第二原子力発電所の半径 10km 圏
内から半径 8km 圏内へ変更

＜避難指示が解除され，屋内退避指示に変更された地域＞

福島県 双葉郡檜葉町の一部，同郡広野町の一部

○平成 23 年 4 月 21 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内を警戒区域に設定（平
成 23 年 4 月 22 日付）

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡双葉町，同
郡大熊町，同郡富岡町，同郡檜葉町の一部，同郡葛尾村の一部，同郡川
内村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km から 30km 圏内の屋内退避
指示を解除

＜屋内退避指示が解除された地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，いわき市の一部，双葉郡浪江町の一部，
同郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，
相馬郡飯舘村の一部

○平成 23 年 4 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域を計画的避
難区域および緊急時避難準備区域に設定

＜対象地域＞

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡浪江町の一部，同郡檜葉町の一
部，同郡広野町，同郡葛尾村の一部，同郡川内村の一部，相馬郡飯舘村，
伊達郡川俣町の一部

○平成 23 年 6 月 30 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていな
い地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 伊達市の一部

○平成 23 年 7 月 21 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 23 年 8 月 3 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 23 年 9 月 30 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地域の緊急時避難準備区域の設定を解除

<緊急時避難準備区域の設定が解除された地域>

福島県 南相馬市の一部，田村市の一部，双葉郡檜葉町の一部，同郡広野町，同郡川内村の一部

○平成 23 年 11 月 25 日，警戒区域および計画的避難区域のいずれにも設定されていない地域における特定の地点を，特定避難勧奨地点に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部，伊達市の一部

○平成 24 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

<対象地域>

福島県 田村市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 24 年 4 月 16 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 南相馬市の一部

○平成 24 年 7 月 17 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 相馬郡飯舘村

○平成 24 年 8 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡檜葉町の一部

○平成 24 年 12 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡大熊町

○平成 24 年 12 月 14 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の特定地点の特定避難勧奨地点の設定を解除

<特定避難勧奨地点が解除された地域>

福島県 伊達市の一部，双葉郡川内村の一部

○平成 25 年 3 月 22 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

<対象地域>

福島県 双葉郡葛尾村

○平成 25 年 3 月 25 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡富岡町

○平成 25 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，警戒区域を解除するとともに計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域，居住制限区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡浪江町

○平成 25 年 5 月 28 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，警戒区域を解除し，避難指示解除準備区域または帰還困難区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡双葉町

○平成 25 年 8 月 8 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏外の計画的避難区域について，計画的避難区域を見直し，避難指示解除準備区域または居住制限区域に設定

＜対象地域＞

福島県 伊達郡川俣町の一部

○平成 26 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の避難指示区域を解除

＜避難指示区域が解除された地域＞

福島県 田村市

○平成 26 年 10 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除するとともに避難指示区域を見直し，居住制限区域を避難指示解除準備区域に設定

＜対象地域＞

福島県 双葉郡川内村

○平成 27 年 9 月 5 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域
における特定地域について，避難指示解除準備区域を解除

＜避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡檜葉町

○平成 28 年 6 月 12 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域
における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡葛尾村の一部

○平成 28 年 6 月 14 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，
避難指示解除準備区域を解除

＜避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡川内村

○平成 28 年 7 月 12 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域
における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 南相馬市の一部

○平成 29 年 3 月 31 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内および計画的避難区域
における特定地域について，居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 相馬郡飯舘村の一部，伊達郡川俣町，双葉郡浪江町の一部

○平成 29 年 4 月 1 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，
居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡富岡町の一部

○平成 31 年 4 月 10 日，福島第一原子力発電所の半径 20km 圏内の特定地域について，
居住制限区域および避難指示解除準備区域を解除

＜居住制限区域および避難指示解除準備区域が解除された地域＞

福島県 双葉郡大熊町の一部

以 上